

会 議 概 要

会議の名称	令和5年度 第2回湧別町国際交流推進委員会
開催日時	令和5年12月27日（水） 午後4時15分 開会 午後5時00分 閉会
開催場所	上湧別コミュニティセンター2階大会議室
出席者名	委員：内野委員長、毛利副委員長、加藤委員 小澤委員 刈田町長 企画財政課：渡辺主幹、高尾主査、森谷主事 教育委員会教育総務課：大口課長、佐藤主幹 廣井主査
欠席者名	米本委員、小崎委員、原田委員、澤委員
傍聴人の数	0名
会議の内容	委嘱状交付 1. 開 会 2. 会議成立確認 3. 町長あいさつ 4. 正副委員長の選任について 5. 協議事項 （1）令和5年度国際交流事業報告について （2）令和6年度国際交流事業計画（案）について （3）その他 6. その他 7. 閉 会
会議資料	1. 第2回国際交流推進委員会議案
会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 有 （ <input type="checkbox"/> 全文筆記 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 ） <input type="checkbox"/> 無
備考	

てん末書

記録者職氏名

企画財政課 未来づくりグループ

主 事 森谷 柚月

1 日 時

令和5年12月27日(水) 午後4時15分～午後5時00分

2 会 場

上湧別コミュニティセンター2階 大会議室

3 会議及び用務

令和5年度 第2回湧別町国際交流推進委員会

4 出席者

委員：内野委員長、毛利副委員長、加藤委員、小澤委員

※米本委員、小崎委員、原田委員、澤委員欠席

刈田町長

町企画財政課：渡辺主幹、高尾主査、森谷主事

町教育委員会：大口課長、佐藤主幹、廣井主査

5 結果要旨

委嘱状交付

開会に先立ち、参加した4名の委員に対し刈田町長より委嘱状の交付が行われた。その後、委員、事務局の自己紹介を実施。

1. 開 会

2. 会議成立確認

3. 町長あいさつ

- ・4年ぶりに相互交流事業が再開し、今年はニュージーランドへ子どもたちが旅立った。異文化を体験することはとても良い教育になると思う。
- ・8月にカナダ、11月にニュージーランドへ表敬訪問を行ったが、どちらも暖かく迎え入れてくれた。
- ・カナダは25年、ニュージーランドは23年と長く交流が続いている。表敬訪問の際、色々な方が声をかけてくれ交流の深さを実感した。

※あいさつ後、町長退席。

4. 正副委員長の選任について

- ・正副委員長の選任にあたり、引き続き前委員長、副委員長にお願いしてはどうかとの意見があり、委員長に内野委員、副委員長に毛利委員となった。

委員長：内野 静香氏(港町)

副委員長：毛利 美紀子氏(中湧別北町)

※委員長からの挨拶後、条例に基づき委員長が議長となり、以後の議題について司会進行。

2 (てん末書用紙)

(1) 令和5年度国際交流事業について

【質問・意見等】なし

(2) 令和6年度国際交流事業計画(案)について

【質問・意見等】なし

(3) その他について

【質問・意見等】

委員：アンケート結果を踏まえ、具体的にどのようにアプローチしていくか決めているか。

事務局：東川町から、福祉専門学校卒の外国人2名が4月に町の社会福祉法人に就職予定であり、日本語が堪能とのことなので、協力を依頼し交流事業などを企画していきたいと考えている。しかし、まずは仕事に慣れることが最優先であるため、慎重に進めていきたい。

6. その他

- ・会議開始時間について、委員の参加しやすい時間を確認。仕事の都合もあり、次回も同じ時間で開催することとした。

7. 閉会

令和5年度

第2回

湧別町国際交流推進委員会議案

■日時

令和5年12月27日(水)

午後4時15分から

■場所

上湧別コミュニティセンター

2階大会議室

湧別町

【 会 議 次 第 】

辞令交付

1. 開 会
2. 会議成立確認
3. 町長あいさつ
4. 正副委員長の選任について
5. 協議事項
 - (1) 令和5年度国際交流事業報告について
 - (2) 令和6年度国際交流事業計画（案）について
 - (3) その他
6. その他
7. 閉 会

【 委 員 名 簿 】			
内野 静香	毛利美紀子	米本 智泉	小崎 光
原田 憲	澤 龍一	加藤 知華	小澤 綾香

【事務局】

- 企 画 財 政 課：課長 斉藤 健悟、主幹 渡辺 政行、主査 高尾 理、
主事 森谷 柚月
- 教育委員会教育総務課：課長 大口 貢、主幹 佐藤 美貴、主査 廣井 隆志

4. 正副委員長の選任について

湧別町国際交流推進委員会設置条例・第5条の規定により委員長及び副委員長を選任する。

記

○委員長 住所：_____ 氏名：_____

○副委員長 住所：_____ 氏名：_____

5. 協議事項

(1) 令和5年度国際交流事業報告について

■会議関係

①第1回国際交流推進委員会

【日 時】令和5年5月22日（月）

【場 所】上湧別コミュニティセンター 2階大会議室

【出席者】委員6名、事務局6名、傍聴0名

【協議案件】(1) 令和4年度国際交流事業報告について

(2) 令和5年度国際交流事業計画について

(3) その他

■事業関係

①友好都市公式訪問団派遣事業【企画財政課】

○カナダ

令和6年度の中高校生相互交流事業の受入、及び交換留学事業の相互受入れ等について対面での協議を行うため、表敬訪問を実施しました。(別紙1)

【日 程】令和5年8月19日（土）～8月27日（日）

【訪問者】町長、随行職員2名 計3名

○ニュージーランド

令和2年度に中止となっていました友好都市提携20周年を記念したニュージーランドへの訪問団派遣を実施しました。(別紙2)

【日 程】令和5年11月4日（土）～11月11日（土）

【訪問者】町長、議会議長、国際交流推進委員長及び随行職員 計4名

②湧別町交換留学事業について【教育委員会】

募集を行いました但し申し込みはありませんでしたので、派遣・受け入れともに実施しておりません。

③湧別町相互交流事業について【教育委員会】

カナダ及びニュージーランドへ隔年により派遣事業を実施しており、令和5年度はニュージーランドへの派遣を行いました。(別紙3)

○中高校生派遣

【日 程】令和5年11月6日（月）～11月16日（木）

【派遣者】12名（中高生9名、引率3名）

【補助内容】旅費及び保険料の1/2以内の額を補助します。湧別高校生に限り湧別高等学校存続対策事業実施要綱により旅費及び保険料の全額を補助しました。

○町民派遣交流

【日 程】令和5年11月6日（月）～11月16日（木）

【派遣者】1名

【補助内容】相互交流事業実施要綱に基づき、旅費及び保険料等の1/2以内の額を、20万円を限度に補助しました。

④小学生英会話事業「レッツ プレイ イン イングリッシュ」【教育委員会】

異文化に触れる機会の提供、国際交流の意識を促し、英語を使う楽しさを伝えるため、小学生英会話事業を開催します。（別紙4）

【日 時】令和6年1月15日（月） 午後2時～午後4時

【場 所】文化センターさざ波

【参加者】15名程度

【サポート】湧別高校生

【内 容】自己紹介、あいさつ、ゲーム など

⑤交換留学生との交流会【企画財政課】

今年度は派遣・受け入れともに実施していないことから、交流会についても実施していません。

⑥町民海外研修事業について【企画財政課】

諸外国の産業、教育、文化等の状況を広く視察研修し、国際的視野を広めることを目的とした海外研修事業に要する費用の一部を補助しました。

【研修日程】令和5年11月21日（火）～12月14日（木）

【派遣者】垂水渉美（上湧別屯田市街地）

【派遣先】フィンランド（ヘルシンキ ほか）

【研修内容】保育施設等視察研修事業

【補助額】200,000円

■その他

①ニュージーランド湧別連絡事務所長の来町について【企画財政課】

ニュージーランド湧別連絡事務所長・早川純代氏ご夫妻が7月5日（水）から7

月7日（金）までの3日間の日程で本町を訪れ、ホームステイをしながら湧別高校や寺院の視察等を行いました。

（2）令和6年度国際交流事業計画（案）について

■会議関係

①国際交流推進委員会

【開催時期】令和6年6月、12月、令和7年3月（3回を予定）

【開催場所】上湧別コミュニティセンター（予定）

■事業関係

①湧別町交換留学事業について【教育委員会】

○受入事業

【時期】令和6年5月下旬からを予定 90日以内

【対象】CND～ヒルトップハイスクール及びセントジョセフスクールの生徒
N Z～ダーフィールドハイスクールの生徒

【定員】2名

【補助内容】交換留学事業実施要綱に基づき、旅費及び保険料の1/2以内の額、修学費及び生活費を補助します。

【受入学校】町内中学校・義務教育学校及び湧別高校

○派遣事業

【時期】令和6年7月からを予定 90日以内

CND～ヒルトップハイスクール及びセントジョセフスクール
N Z～ダーフィールドハイスクール

【対象】町内中学生、義務教育学校生（後期課程）及び湧別高校生

【定員】2名

【補助内容】旅費及び保険料の1/2以内の額及び生活費月額1万円を補助します。
ただし、北海道湧別高等学校存続対策事業実施要綱に基づき、湧別高校の生徒は、旅費及び保険料の全額補助、及び生活費月額1万円を補助します。

②湧別町相互交流事業について【教育委員会】

カナダ及びニュージーランドへ隔年により派遣事業を実施しており、令和6年度

はカナダへの派遣となります。

○中高校生派遣

【時 期】令和6年9月24日（火）～10月5日（土）（予定）

【対 象】町内中学生、義務教育学校生（後期課程）及び高校生

【定 員】10名

【補助内容】旅費及び保険料の1/2以内の額を補助します。湧別高校生に限り湧別高等学校存続対策事業実施要綱により旅費及び保険料の全額を補助します。

○町民派遣交流

【時 期】令和6年9月24日（火）～10月5日（土）（予定）

【対 象】令和6年4月1日現在の年齢が18歳以上の町民

【定 員】2名

【補助内容】相互交流事業実施要綱に基づき、旅費及び保険料等の1/2以内の額を、20万円を限度に補助します。

③小学生英会話事業「レッツ プレイ イン イングリッシュ」【教育委員会】

異文化に触れる機会の提供、国際交流の意識を促し、英語を使う楽しさを伝えるため、小学生英会話事業を開催予定。

【時 期】冬または春の長期休業期間中 2時間程度

【場 所】文化センターさざ波

【定 員】15名程度

【サポート】湧別高校生

【内 容】自己紹介、あいさつ、季節の言葉、ゲーム、工作 など

④交換留学生との交流会【企画財政課】

【時 期】令和6年6月頃

【対 象】国際交流推進委員、交換留学生、ホストファミリー ほか

【内 容】食事交流会

⑤町民海外研修事業について【企画財政課】

諸外国の産業、教育、文化等の状況を広く視察研修し、国際的視野を広めることを目的とした海外研修事業に要する費用の一部を補助します。

【対 象】令和6年4月1日現在の年齢が18歳以上の町民

【補助内容】旅費及び保険料等の1/2以内の額を、20万円を限度に補助します。

【参 考】事業実績

番 号	年 度	補助額	期 間	訪問先	研修内容
1	平成21年度	200,000円	8日	ニュージーランド	視察研修
2		200,000円	8日	ニュージーランド	視察研修
3	平成24年度	200,000円	5カ月	ニュージーランド	実地研修
4	平成25年度	170,000円	7日	カナダ	視察研修
5		170,000円	7日	カナダ	視察研修
6	平成26年度	180,000円	8日	カナダ	視察研修
7	平成29年度	200,000円	7日	アメリカ	視察研修
8	令和5年度	200,000円	24日	フィンランド	視察研修

※平成24年度までは町民海外派遣事業の実績

※令和2～4年度は中止

(3) その他

①外国人を雇用する事業者あてアンケート調査の実施について【企画財政課】

少子高齢化、労働人口の減少が今後見込まれる中、第一次産業や水産加工業を中心に外国人人材の必要性が増すことが予想されるため、多文化共生の実現に向けてニーズを把握するためアンケート調査を実施しました。

【実施時期】令和5年11月

【対 象】37事業所（水産加工業等の事業所、農家）

【回 答 率】54.1%（20事業所）

【内 容】別紙5のとおり

○湧別町国際交流推進委員会設置条例

平成21年10月5日

条例第12号

改正 平成31年3月8日条例第1号

(設置)

第1条 町と国外都市との友好交流を推進するため、町民の国際理解及び国際感覚を高めるとともに、国外都市の人々との親善を図ることを目的として、湧別町国際交流推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、国外都市との友好交流に関する次の事項を調査審議し、推進する。

- (1) 友好都市の調印締結を行った国外都市との友好交流事業に関すること。
- (2) その他国際交流事業に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員の定数は、8人とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 有識者 6人
- (2) 一般公募者 2人

3 前項の規定により委嘱する委員の選任は、次により行う。

- (1) 有識者については、町長が選任する。
- (2) 一般公募者については、町民より公募し町長が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 有識者の委員に欠員が生じたときは、前条第3項第1号の規定により補充するものとし、任期は、前任者の残任期間とする。

3 一般公募者の委員に欠員が生じたときは、前条第3項第2号の規定により再公募するものとし、その任期については、前項の規定を準用する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長の選任については、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長を議長とする。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員に報酬を支給する。

2 委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年条例第43号）の定めるところによる。

(事務局)

第8条 委員会に事務局を置く。

2 事務局員は、企画財政課の職員が当たる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年10月5日から施行する。

附 則（平成31年3月8日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。